

愛知県人権尊重の社会づくり条例第10条に規定する表現活動の概要の公表にあたっての事務処理について（概要）

条例第10条に規定するヘイトスピーチに関する表現活動の概要の公表の具体的な事務処理については、以下のとおりとする（2022年10月1日から施行）。

1 ヘイトスピーチが行われた旨の申出

条例第11条に規定する申出の詳細は、以下のとおりとする。

申出者	表現行為の対象とされた者に限定せず、県民であるかも問わない。
対象となる表現活動	愛知県内で行われたヘイトスピーチのおそれのある表現活動（県の区域内の道路等の公共の場所における行進、示威運動等による表現行為）。
申出内容	「時期（いつ）」「場所（どこで）」「内容（どのような表現行為か）」「これらの事実を証するもの※」の4項目。 ※公開されている動画のURLや表現行為を撮影したデータ等
申出方法	メール、持参、郵送及びFAXによる。
申出者への対応	ヘイトスピーチが行われた旨の申出は、公表の対象となり得る事案を把握するためのものであり、法律的に申出者に権利を設定したり、知事に応答義務を課したりするものではない。

2 審議会での調査審議

審議会において、条例第11条の申出等に基づき、以下の事項について調査審議する。

- ① ヘイトスピーチが行われたかどうか。
- ② 行われたと認められる場合にあっては、公表することによりヘイトスピーチの解消を阻害するとき等に該当するかどうか。
- ③ ヘイトスピーチの解消を阻害するとき等に該当しないと認められる場合にあっては、公表の内容について。

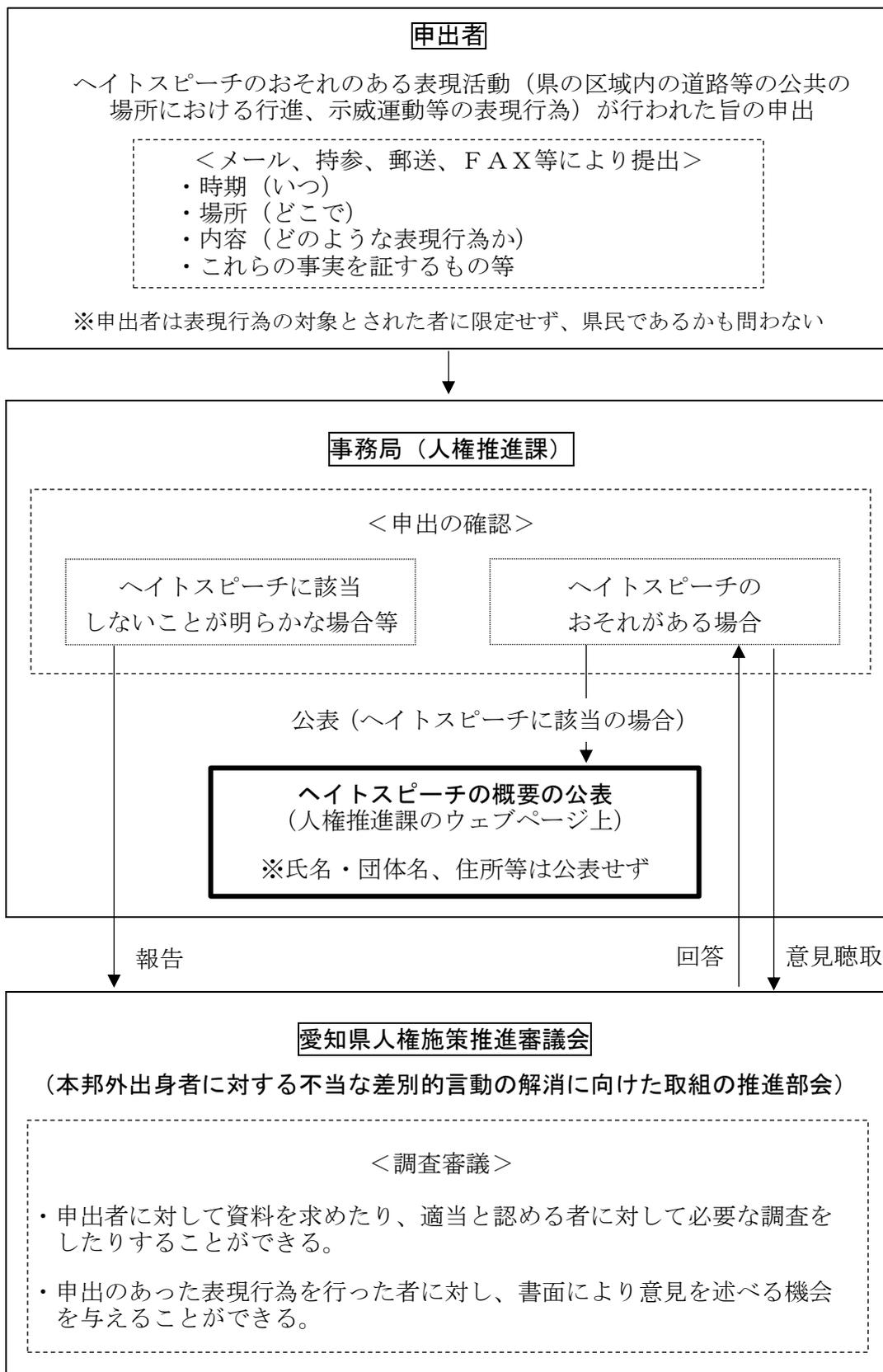
- ・ 審議会は、専門部会「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進部会」の開催をもって代えることができる。
- ・ 申出に係る表現行為の内容が明らかでない場合、又は、ヘイトスピーチに該当しないことが明らかな場合には、審議会の調査審議を経ずに、事務局で判断するものとし、審議会には事後的に報告する。
- ・ 審議会は、申出者に対して資料の提出を求めたり、適当と認める者に対して必要な調査をしたりすることができる。
- ・ 申出のあった表現行為を行った者に対して、書面により意見を述べる機会を与えることができる。
- ・ 判断にあたっての経過は非公開とする。

3 公表

ヘイトスピーチに関する表現活動の概要は、以下の内容について、人権推進課のウェブページ上で公表する。

- ①「活動の行われた年月日」 ②「活動の行われた場所」 ③「表現行為の内容」
- ※ ヘイトスピーチを行った者の氏名や団体の名称、住所等は含まない。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動（ヘイトスピーチ）
に関する表現活動の概要の公表に係るフロー図



注：上記のフロー図は、申出の場合であるが、事務局においてヘイトスピーチが行われたおそれのある表現活動を把握した場合にも準用する。